

2015年7月3日

当社社員2名が厚生労働省から「ものづくりマイスター」に認定されました

このたび、当社社員の竹内俊文(製造2部)と黒瀬俊夫(モノづくりセンター)の2名が、厚生労働省より「ものづくりマイスター」として認定されました。

ものづくりマイスター制度とは、若者のものづくり離れが進む中、若年技能者の技能向上、技能振興の機運醸成を図ることを目的に、厚生労働省が平成25年度から開始した事業です。技能検定の1級技能士などの資格を持ち、技能伝承や後継者育成に意欲をもって活動できる方が認定されています。

この度認定された2名は、技能五輪、技能検定の技能・技術向上の為の研修会を開催する等、平素より当社若手社員に向けた各種指導に携わっておりますが、今後はものづくりマイスターとして山口県内の職業訓練校や工業高校の若年技能者に対し、実技指導や講演を行うなど、広くものづくりの魅力を発信する活動に取り組んでまいります。

2名の認定職種は以下の通りです。

- ・ 竹内 俊文…… 電気溶接
- ・ 黒瀬 俊夫…… 油圧装置調整、仕上げ、機械保全

